

# 学校

# 避難確保計画

対象災害：水害（洪水（荒川）　高潮）

【施設名：千代田せいが保育園】

2022年6月作成

## 様式編 目次

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1
3	計画の適用範囲	様式1	1
4	防災体制	様式2	2~5
5	情報収集・伝達	様式3	6
6	避難誘導	様式4	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
-	施設周辺の避難地図	別紙1	—

## 1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水（荒川）時・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水（荒川）・高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法: 水防法

## 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を千代田区へ報告する。

## 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平 日		休 日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間	約 51 名	約 21 名	約 0 名	約 0 名
夜 間	約 0 名	約 0 名	約 0 名	約 0 名

※利用者数は最大の幼児・児童・生徒数を記載（およその数でもよい）

※昼間は通学・通園の人数を記載

※夜間は利用者はいない

### ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

### ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。

午前 6 時の時点で、都全域又は「 千代田区 」に以下のいずれかが発表されている場合は、臨時休業とする。

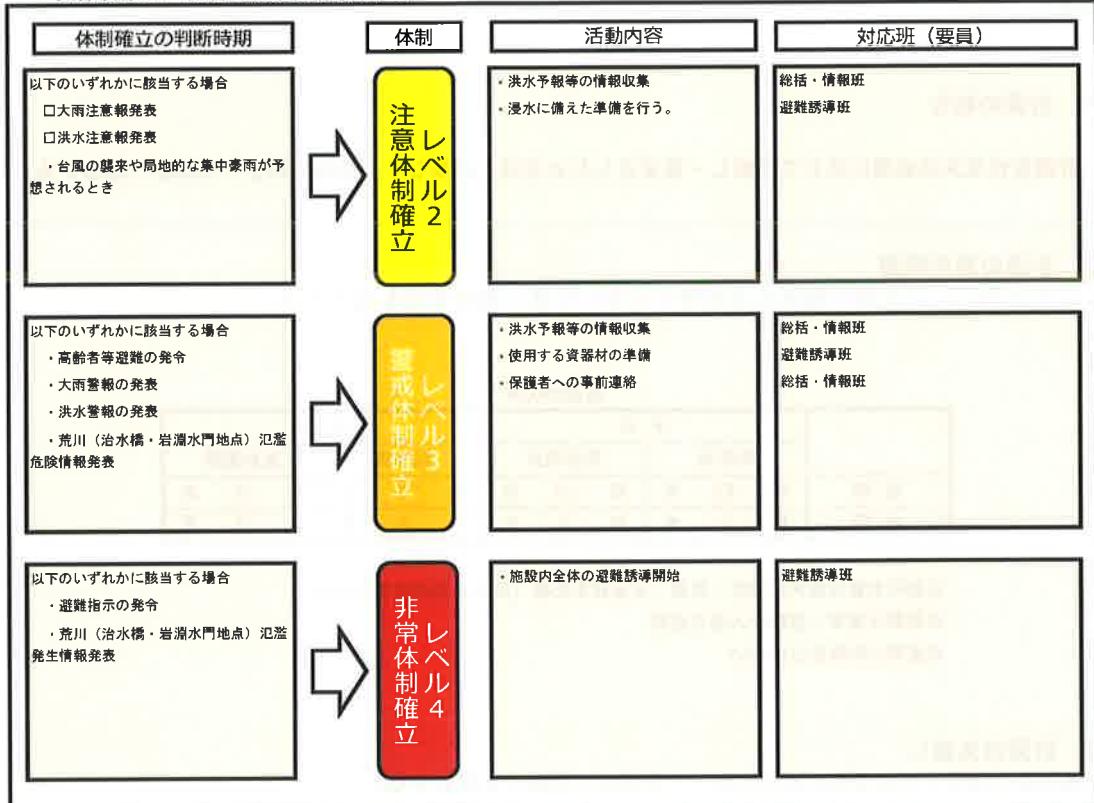
- ・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪、高潮）
- ・暴風警報
- ・暴風雪警報
- ・大雪警報
- ・大雨警報
- ・洪水警報
- ・高潮警報

## 洪水（荒川）

### 4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



#### レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されないので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

#### ↓ レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・保護者への引き渡しの準備を行う。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

#### ↓ レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

### 大型台風

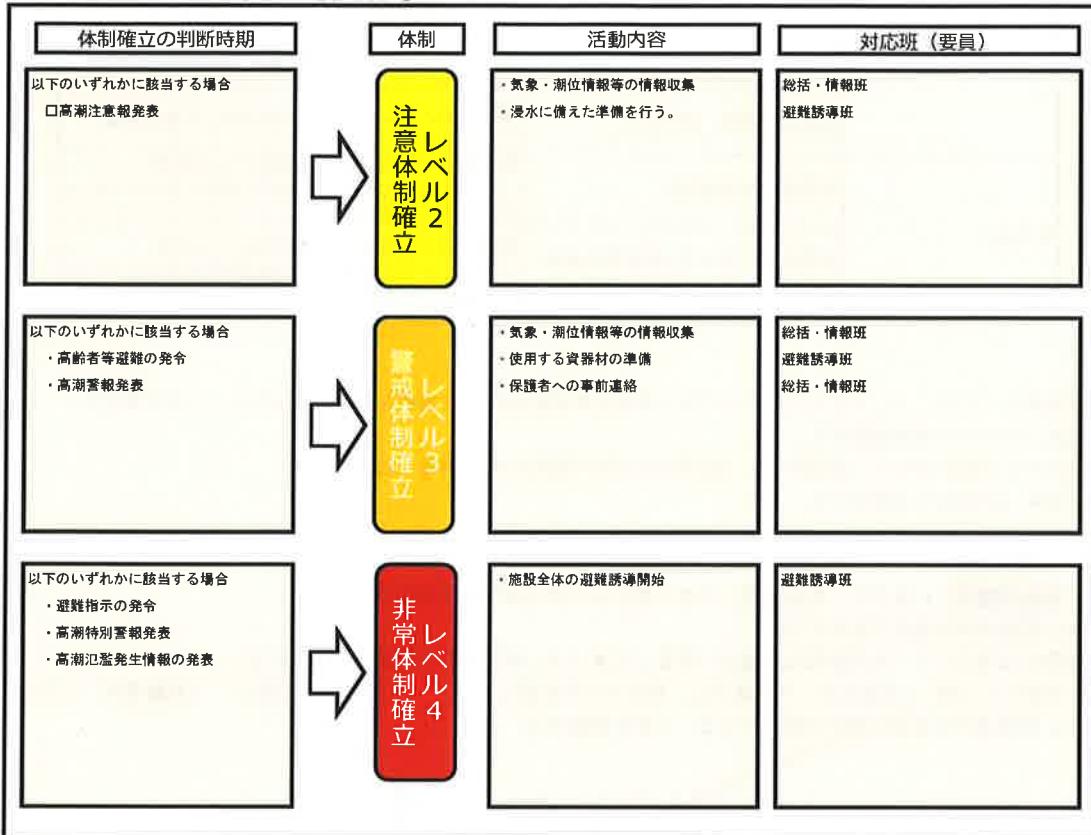
大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前に**休園**を決定する。

## 高潮

### 4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



#### レベル 2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されないので、台風の進路等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



#### レベル 3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・保護者への引き渡しの準備を行う。



#### レベル 4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

## 大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、事前に**休園**を決定する。

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報・避難情報等	気象警報	安全・安心メール、テレビ、インターネット気象情報
	洪水予報、水位到達情報	千代田区河川管理システム（区HP）、インターネット気象情報
	土砂災害警戒情報	安全・安心メール、防災行政無線、戸別受信機
	高齢者等避難、避難指示	安全・安心メール、防災行政無線、戸別受信機
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の前兆現象 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、スマートフォン等の携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「神田さくら館（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは 神田さくら館（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は隨時とする。」旨を連絡する。

次ページ指摘事項のとおりです。

## 6 避難誘導

### (1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合は立ち退き避難（水平避難）する。自施設が千代田区の避難場所に指定されている場合は、学校での待機（垂直避難）も選択肢の一つとなる。当日の状況に応じて避難場所を選択する。なお、神田川の洪水は水位が急激に上昇するため、垂直避難する。

#### 1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

##### 立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動手段	徒歩	車両	台数
施設名（洪水（荒川））	神田さくら館	800 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）	神田さくら館	800 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台

いづみこども園・岩本町ほほえみプラザは、いずれも荒川洪水・高潮の浸水想定区域内に位置するため、ほかの避難場所をご検討ください。近くの避難所としては、神田さくら館や区立スポーツセンターなどがあります。

##### 立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（上記避難場所が使用できない場合）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水（荒川））	区立スポーツセンター	1,200 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設名（高潮）	区立スポーツセンター	1,200 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設名（土砂災害）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

#### 2) 垂直避難を行う場合

##### 垂直避難の場合

神田川洪水は対象外のため、空欄で結構です。

	建物名称	避難階	移動手段
垂直避難（洪水（荒川））	本施設	3 階	徒歩
垂直避難（洪水（神田川））		階	
垂直避難（高潮）	本施設	3 階	徒歩
垂直避難（土砂災害）		階	

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【別紙避難経路図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員・児童・生徒）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋、手指消毒用アルコール
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板

土砂災害に対する避難を確保するための対策\*

※事前の対策

## 8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

自衛水防組織を設置する場合は、ご記入ください。記入の際は「8 防災教育・訓練の実施」及び「10 防災教育及び訓練の年間計画」と一致するよう記入ください。

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

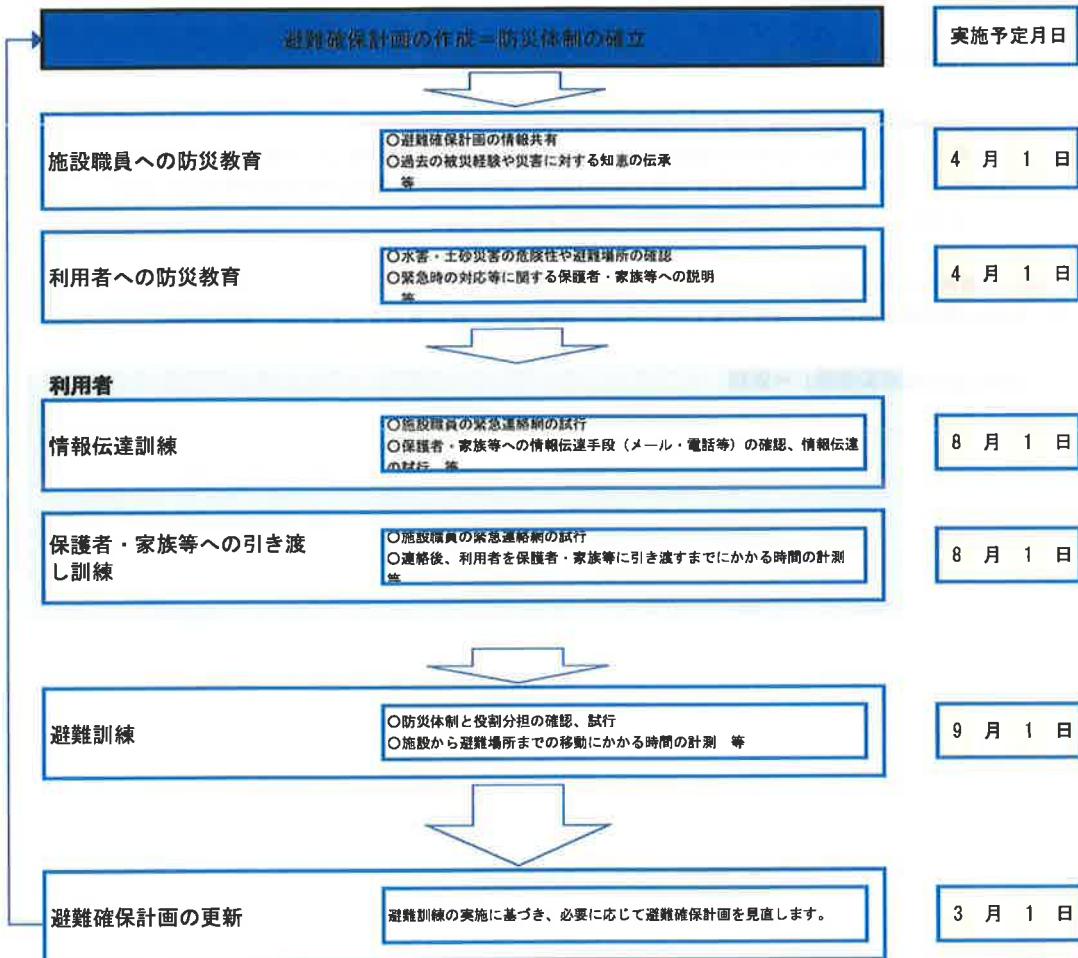
(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を千代田区へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

実施予定月日をご記入ください。

## 10 防災教育及び訓練の年間計画



#### 14 防災体制一覧表

自衛水防組織を設置する場合は「自衛水防組織の編成と任務」のページで同様の内容をご記入いただくことになりますので、このページは削除してください。

管理権限者（園長）（代行者 事務長）

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ( 保育主任 ) 班員 ( 2 )名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳担任</li> <li>・ 1歳担任</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	班長 ( 保育副主任 ) 班員 ( 2 )名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳担任</li> <li>・ 4歳担任</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

## 自衛水防組織活動要領

### (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### (自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に幼児・児童・生徒が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、灾害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織を設置する場合は、  
ご記入ください。

### 自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 ( ) (代行者 )

班名	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
班名	担当者	役割
	班長 ( ) 班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

### 自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等） 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【施設周辺の避難地図】

洪水（荒川）時・高潮時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		垂直避難
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水（荒川）	神田さくら館	区立スポーツセンター	本施設3階
洪水（神田川）			
高潮	神田さくら館	区立スポーツセンター	本施設3階
土砂			



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（歩行、自動車等）を記載

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。